

日仏共同声明（附属）

—日仏間協力のためのロードマップ—
（2013—2018年）

目 次

政治・安全保障対話

- 目標 1 二国間対話の強化
- 目標 2 国際機関における対話の強化
- 目標 3 国内及び国際レベルにおける「法の支配」の強化に向けた協力
- 目標 4 テロとの闘いにおける努力の結集
- 目標 5 軍縮・不拡散のための協力
- 目標 6 地域・国際の平和・安全保障のための協力
- 目標 7 太平洋における協力の強化
- 目標 8 安全保障・防衛協力の深化

経済・科学技術・地球規模課題における協力

- 目標 9 経済関係の強化
- 目標 10 科学技術協力の強化
- 目標 11 民生原子力分野での協力の強化
- 目標 12 エネルギー・持続可能な開発政策に関する意見交換の強化
- 目標 13 地球規模課題に関する意見交換の緊密化

文化及び人の交流等における協力

- 目標 14 日仏文化協力の強化
- 目標 15 言語・教育・大学協力の強化
- 目標 16 人的交流の促進
- 目標 17 地方自治体交流の深化
- 目標 18 家族問題に関する協力の発展

政治・安全保障対話

目標 1	二国間対話の強化
------	----------

両国首脳の間での会談のほかに、

- 戦略対話実施のため、外務大臣間の定期協議を実施する。
- 政治・防衛対話実施のため、国防担当大臣及び外務大臣は協議を行う。
- 日本国とフランス共和国は、中東、アフリカ、アジア及び太平洋地域の安全保障環境に関する意見交換を行うため、特に外務省局長レベルでの対話を強化する。
- 経済・財政担当大臣間の対話については、特に多国間会議出席の機会に、継続していく。

目標 2	国際機関における対話の確立
------	---------------

- 日本国とフランス共和国は、持続可能な開発、環境、気候変動、防災、エネルギー、食料安全保障、保健、政府開発援助、リスク予防の分野について、国際場裡における連携を強化する。
- 国際連合の枠組みにおいて、日本国とフランス共和国は、安全保障理事会で取り扱われる全てのテーマにつき、緊密に協議していく。日仏両国が共通の関心を有するテーマにつき毎年定期協議を開催することを確認する。両国は必要な国連改革、特に安全保障理事会の拡大、国連行財政改革を促進すべく、協力を強化する。フランス共和国は、国連安全保障理事会改革の一環として日本国の常任理事国入りに対する支持を再確認する。両国は、各国連加盟国の貢献能力をよりよく反映させるべく、国連システムの財政的持続可能性につき両国間の対話を実施する。
- 両国間の協議の枠組み及び国連総会・国連人権理事会の主要な会合に先立つ接触の機会に、両国は国際社会、特に国連における人権促進・保護に関する緊密な意見交換を実施する。
- 両国は、パリに本部を置くユネスコと、東京に本部を置く国連大学などにおいて連携・協力をより一層推進する。

目標 3	国内及び国際レベルにおける「法の支配」の強化に向けた協力
------	------------------------------

- 日本国とフランス共和国は、国際的対立の発生及び悪化を予防すべく、紛争の平和的解決の様々なメカニズムを促進及び活用するための措置についての分析を交換する。
- 不処罰との闘いのため、両国は、個別に又は共同して、地域的枠組みを含む様々な場において、国際刑事裁判所に関するローマ規程の未締結国に対し、同規程の締結を奨励する。
- 両国は、航行の自由を含む海洋法の原則の推進を重視する。また両国は海洋法に関する国際連合条約の普遍化に向け、同条約の未締結国に対し締結を奨励する。
- 「法の支配」を発展させるため、両国は、開発途上国の司法機関における人材育成につき共同で協力する可能性を探る。

目標 4

テロとの闘いにおける努力の結集

- 日本国とフランス共和国は、北アフリカ・サヘル地域を始めとするテロの脅威を受けている国におけるテロとの闘いに関する国際プログラムへの貢献等を強化する。
- 両国は、マルチの枠組み（G 8、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF））に加えて、適切な形でPM・MM協議の枠組みにおいてテロとの闘いに関する意見交換を行う。
- 両国は二国間及びG 8を始めとする多国間の枠組みにおいて、アフリカの平和と安定についての意見交換を行う。
- 両国は、特に中東・アフリカにおいて、テロ行為に起因する緊急事態の際を含め、両国民の安全に関する情報の交換を可能な範囲で強化する等、連携を一層強化していく。また緊急事態の際に、双方の外務省が連携を図れるよう、この情報交換を継続していく。

目標 5	軍縮・不拡散のための協力
------	--------------

- 日本国とフランス共和国は、2010年に採択された核兵器不拡散条約（NPT）の行動計画の実施促進を通じた、NPT体制の維持・強化に向けた更なる連携強化を確認し、2015年のNPT運用検討会議及びその準備委員会の成功に向け、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）と5核兵器国が主導してきた活動に係る事項を含め、緊密に協議する。
- 両国は国際原子力機関（IAEA）追加議定書の普遍化のため、同追加議定書未締結国に対するIAEAの支援を奨励する。
- 日本とフランスは、ウラン濃縮活動を含む北朝鮮の核・弾道ミサイル計画の完全、不可逆的かつ検証可能な放棄に向けた努力を継続し、本件に関する情報交換を強化する。また、両国は、拉致問題を含む人権問題に取り組むよう引き続き北朝鮮に対して求めていく。
- 両国はイランに対する「対話と圧力」を強化し、イランの核問題の平和的・外交的解決に向けた協力を深化させる。

目標 6	地域・国際の平和・安全保障のための協力
------	---------------------

- 日本国とフランス共和国は、アフリカその他の地域における既存の協力（バマコ平和維持学校、ベナンの地雷・汚染除去再教育センター、ベナンの司法警察再教育センター、カメルーンの治安維持軍国際学校、カンボジアのウドン平和維持ミッション訓練センター）を基礎として、国連平和維持活動分野における協力の強化に努める。
- 両国は、サヘル・サハラ地帯の治安改善に向けた協力を強化する。
- 両国は、ソマリア海賊対策を始めとする海上安全保障についてとるべき措置に関して国際場裡における協力を深化させる。両国は、ジブチ行動規範が着実に実施されるよう共同で取り組む。
- 日本国と同様フランス共和国は、ソマリア海賊対策に関し、ジブチにおける日仏連携を基礎として、日・EU間の協力の強化を希望する。特に、「アフリカの角EU地域海上能力構築ミッション」（EUCAP Nestor）と我が国国際協力機構（JICA）プロジェクトとの間等で、海上保安取締能力強化等の分野における協力を強化する。ジブチ地域訓練センターはこのために活用され得る。

目標 7	太平洋における協力の強化
------	--------------

両国は、共通の利益である太平洋地域の平和と安定のための取組を強化する。

- 両国は、日本国と太平洋地域のフランス共和国自治体間の協力を強化する。
- 両国は、太平洋の地域的機関（太平洋諸島フォーラム（P I F）域外国対話、太平洋共同体、太平洋地域環境計画等）における協力も念頭に、太平洋島嶼国・地域に関する対話を強化する。両国は、特に太平洋島嶼国に対する協力促進を念頭に、同地域の両国在外公館間の接触を強化する。
- 日本国は、太平洋・島サミット（P A L M）へのフランス共和国の関心を歓迎する。両国は、特に上記対話の機会を通じて情報交換する。
- フランス共和国領ニューカレドニアと日本国の関係を更に強化するため、フランス共和国は、制度的に可能になった段階で、在日フランス共和国大使館へのニューカレドニア政府代表の設置を支持する。日本国政府は、ニューカレドニア及びフランス領ポリネシア担当の政府高官の年次派遣に努める。また、両国は、このために任命される太平洋担当のフランス共和国政府高官が同地域を訪問する際に、日本国において、日本国政府高官と意見交換を行うよう調整する。

目標 8	安全保障・防衛協力の深化
------	--------------

8. 1 日本国とフランス共和国は、防衛問題に関する意見交換を行い、将来のこの分野における協力の可能性につき検討する。

- 外務・防衛担当大臣は、両国間の安全保障及び防衛の分野における協力の重要性を再確認するとともに、こうした協力に関する基本方針を示すために会合を行う。両国は、両大臣の会合を出来るだけ早期に開催するために必要な準備を加速することとし、そのために両国は、対話の枠組みを創設することに同意する。この対話の枠組は、防衛装備品等の分野における協力、及び輸出管理措置を扱う。

8. 2 サイバー分野においては、両国はサイバーセキュリティ担当部局間の意見交換を行うとともに、両国外務省のサイバー調整担当部局レベル間での、サイバー空間に関するグローバルな課題についての対話を強化する。

8. 3 文民安全保障分野においては、両国は、2015年に日本国で開催される第3回国連防災世界会議及び兵庫行動枠組みの後継枠組みの策定に向け、防災に関する意見交換を強化する。

経済・科学技術・地球規模課題における協力

目標 9	経済関係の強化
------	---------

9. 1 日本国とフランス共和国は、双方の全ての共有された関心事項を取り扱う、深く、包括的で、バランスのとれた協定となるよう、早期の締結を目指し、日EU経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）の交渉の開始を歓迎する。

9. 2 両国は、国際社会における国際貿易での公正な競争の促進及び貿易・投資ルールの遵守の確保に向けて連携を更に深め、貿易・投資の更なる拡大に貢献する。

- 両国は、開かれた、予測可能な、ルールに基づいた、透明性のある多角的貿易体制の重要性を強調し、世界貿易機関（WTO）が引き続きその中心であることを確保することにコミットする。
- 両国は、G8・G20等の枠組も活用して、貿易・投資の促進に向けた努力を強化するとともに、あらゆる形態の保護主義の抑止に対するコミットメントを再確認する。
- フランス共和国は欧州連合とも協力しつつ、日本国と共同で、国際標準化機関における共通の標準の採用と実施を推進し、世界レベルの技術的・商業的基準の調和について行動する。

9. 3 両国は、交流の深化と国内市場及び世界市場における産業協力の支援に基づく特別なパートナーシップを構築するため、経済関係を強化する。

- 日仏クラブの会合と並行して、両国は、国内市場及び輸出市場の両方において、新しい供給や新しい商業・工業的シナジー効果を創出するため、両国経済間における接近、交流、パートナーシップや会合を奨励する。両国は、第三国市場における企業間協力を促進する。
- 両国政府は、関係経済団体と連携して特定される、高付加価値の重要産業分野における国内及び世界市場に向けたプロジェクトを支援すること等を通じ、ハイテク分野における産業協力を推進する。両国政府はこの協力関係を、特に、日本国の経済産業省とフランス共和国の生産復興省によって開催され

る日仏産業協力委員会を通じ、これまでのクラスター等の分野に加え、ロボット分野、繊維分野、スマートグリッド等の分野において継続する。

- 両国は、エネルギー、自動車、交通、防衛などの分野の産業間の交流・協力を強化する重要性を改めて確認する。両国は、フランス共和国民間航空総局と日本国の経済産業省が立ち上げる航空機に関するワーキンググループ等の場を通じ、両国航空機産業間の交流を支援する。
- 中小企業及び中規模企業の輸出と国際化を促進するため、ジェットロとユビフランスは協力を強化し、在日フランス商工会議所（C C I F J）や在仏日本商工会議所（C C I J F）と共同・連携して行動する。特にエネルギー、環境、IT、交通、健康、食品、ライフスタイルの分野をターゲットとする。
- 双方向の投資の促進は、両国経済の統合の真の源である。日本企業のフランス共和国への進出及びフランス企業の日本国への進出と、両国企業のパートナーシップを促進するため、ジェットロと対仏投資庁（A F I I）の協力の強化に特に重点を置く。

9. 4 両国は、競争力があり、革新的で、環境及び社会に対して責任を有する農業の促進に共同で取り組んでいく。両国は、古くから伝わるノウハウ並びに農産品及び農産物加工品の品質に対する愛着を共有し、地理的表示分野における交流を継続する。両国は、農産品・食品貿易に関し、W T O・S P S協定に基づき権限ある国際基準設定機関によって定められた食品安全基準を尊重して取り組んでいく。

9. 5 両国は、先進国に共通な課題の解決に向け政策面での連携を深化する。

- 厚生労働分野において両国が積極的な意見交換を通じて具体的な取組について有意義な検討を行うため、二国間交流事業の継続を確認する。
- 情報通信技術の活用による持続的な経済成長、社会的課題の解決等を促進するため、日本国の総務省とフランス共和国の生産復興省との間の対話（日仏ICT政策協議）を継続し、協力・連携を強化する。
- 防災を含む都市政策・河川政策等について、日仏国土・水管理・都市・建築住宅政策に関する交流会議等の継続・強化を確認する。
- 交通分野における日仏協力会議の継続等を通じ、協力・連携を強化する。

目標 10	科学技術協力の強化
-------	-----------

- 両国は、1991年の科学技術協力に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定に基づいて行われる合同委員会について、必要な場合には科学界、経済界及び学术界の関係者の参加を得て我々の協力のためのダイナミックな対話枠組みを設けるために、同合同委員会を発展させていく。
- 両国は、先進国に共通の課題に対応するとともに、成長に貢献するという科学技術・イノベーションの役割に留意し、特に情報通信技術・ナノテク、スマートシティ、持続可能なエネルギー、高度道路交通システム（ITS）、防災、健康及び高齢化の分野において、産業界及び学术界との協力を含め、科学技術協力を奨励する。両国は、共同で選定した関心分野の科学プロジェクトにより構成される両国の研究者の交流を奨励するとともに、イーター（ITER：国際熱核融合実験炉）計画等の国際的な取組における両国の協力を深化させる。
- 両国は、海洋及び宇宙の分野における科学技術協力に係るパートナーシップを発展させる。

目標 1 1	民生原子力分野での協力の強化
--------	----------------

日本国とフランス共和国は、民生原子力に関して、緊密で長きにわたる協力を維持しており、この協力は、2011年10月23日の原子力及びエネルギー政策に関する日仏首脳共同宣言に基づいて設置された原子力エネルギーに関する日仏委員会の開催により強化された。この日仏委員会の枠組みにおいて、両国は以下の分野における協力を深めていく。

- 両国の原子力に係る戦略及び政策に関する情報交換
- 原子力安全強化：原子力規制当局間の協力の促進；原子力安全に関する関係国際機関における行動の調整
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応（廃炉、除染）
- 燃料サイクルに関する協力／使用済燃料の再処理及び再利用並びに廃棄物の処理
- 高速中性子炉に関する共同研究・開発
- 第三国における協力（日仏第三世代炉ATMEA1）を含めた産業協力、原子炉に関する設備やサービスに関するサプライチェーン

目標 1 2

エネルギー・持続可能な開発政策に関する意見交換の強化

- 日本国とフランス共和国は、2011年10月23日の原子力及びエネルギー政策に関する日仏首脳共同宣言に基づいて設置された、エネルギー政策に関する対話、特にエネルギー移行の観点からの対話（エネルギーミックス、長期エネルギー戦略、エネルギー政策の分野別施策に関する掘り下げた意見交換）を継続する。
- 両国は、官民協力（再生可能エネルギー、スマートグリッドなど）を推進し、特にスマートシティ分野におけるや両国企業間のパートナーシップを促進するため、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）がグランドリヨン共同体とリヨンで実施しているスマートコミュニティ実証を先行事例として評価するとともに、産業協力に関する議論を拡大する。
- 両国は、海洋再生エネルギー分野における、情報交換を促進する。
- 両国は、インセンティブ促進の議論（日仏建築住宅会議）と現在実施中のアクション（NEDO-ADEME間の協定）の継続により、エネルギー効率と省エネルギーに関するベストプラクティスの交換を行う。
- 両国は、循環型社会に関する情報交換を強化する。

目標 1 3

地球規模課題に関する意見交換の緊密化

13. 1. 日本国とフランス共和国は、世界の経済・金融ガバナンス問題に関する意見交換を深化させ、G8、G20、国際通貨基金（IMF）、世界貿易機関（WTO）及び経済協力開発機構（OECD）の枠組みにおける共通の利益に係る問題に関し、緊密に協調する。

- 両国は、成長、雇用創出、金融安定化及び国際金融ガバナンスの強化を重視する。両国は、G20及び関連する枠組みにおいて、強く、持続可能で、均衡のとれた成長の条件を回復するために、経済政策を緊密に協調することを主張する。両国は、持続可能な成長のために必要な、構造改革と、財政健全化を共に継続する。両国は、そのパートナーに対し、余力のあるあらゆる国々は、世界の需要を支えるべきであると主張する。両国は、IMF等を通じた、より安定した国際金融システムに向けた努力を、継続する。
- 両国は、租税回避対策や法人課税ベースに関する底辺への税の競争の防止について、OECDの税源浸食と利益移転プロジェクト及びG8/G20において行われる税の協調に向けた取組を支援していく。両国は、税に係る自動的な情報交換に関する国際基準の策定を促進する。両国は、全ての国・地域に対して多国間税務行政執行共助条約に署名するよう促しつつ、税に関する国際的な透明性を改善することを目指すG20の取組を支持する。
- 両国は、G20のガイダンスの下で、金融安定理事会（FSB）が主導する金融制度改革について、調整のとれた、かつ、一貫したかたちで実施することに引き続き取り組む。
- 両国は、OECD等の枠組みで議論される新興国に係る事項に関する協議を実施する（開発援助、国際貿易・投資への取込み等）。両国は、必要な場合には、これらの国々に対して共同で行動をとる。両国は、新興国が、多国間の議論により一層積極的に参加することを奨励する。

13. 2. 両国は、開発に係る協力を深化する。

- 両国は、ポスト2015年開発目標の策定に関し、対話を緊密化する。両国は、特に、人間の安全保障、強靱性、包摂的な社会、持続可能な成長及び人間の尊厳に留意する。両国は、国際社会の保健に関する取組を共に主導し、

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進する。

- 両国は、開発に関する協議の活性化を図り、必要な場合には、フランス共和国開発庁（AFD）及び国際協力機構（JICA）の参加を得る。両国は、アジアにおける協調の実績を基礎に、アフリカでの食料安全保障分野にて共同でのプロジェクト実施に努める。セネガル川流域にて米作振興のための共同事業を練り上げる。この共同事業は、地域の他の国の範として役立ち得る。この他、気候変動対策に関するプロジェクトの共同評価や、環境・社会基準の遵守等、プロジェクトの効果やその持続性を高めるための活動に取り組む。
- 両国は、OECD開発援助委員会（DAC）、G8及びG20の枠組において、援助の効率性並びに特に途上国における採取産業の透明性の推進（採取産業透明性イニシアティブ（EITI）への支援を含む。）及び社会・環境的責任を促進する。
- 両国は、G8及びG20において、アフリカ大陸がよりよく代表されるよう取り組む。
- 両国は、アフリカの将来にとって重要なTICAD Vの成功を歓迎するとともに、その結果をG8ロックアーン・サミットに届けることを確認した。

13. 3. 両国は、食料安全保障のための努力を結集する。

- 両国は、世界の食料安全保障のより良いガバナンスのために共同の努力を継続する。両国は、世界の食料安全保障のため、農業生産性の研究及び開発に投資する重要性を改めて確認し、その最初の措置として2011年9月にフランス共和国で立ち上げられた小麦イニシアティブ（WI）を支持する。特に、農産品の価格変動対策を講じ、情報、規制及び農業投資に係る組織を強化するために農業市場情報システム（AMIS）や責任ある農業投資原則（PRAI）を始めとしたG20の枠組みでコミットされたイニシアティブの実施を通じて支援する。また、OECDで行われている世界の食料安全保障に関する議論や作業にも積極的に参加し、貢献していく。
- 両国は、特に、国連によって国際家族農業年と宣言された2014年の枠組みにおいて、家族農業及び最も脆弱な生産者のための努力をできるだけ共有する。

- 両国は、2012年5月11日に世界食料安全保障委員会（CFS）で採択された国家の食料安全保障の文脈における土地所有、漁業、森林に対する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン（VGGT）の実施の促進に継続的に取り組む。CFSの枠組みにおいて、両国は、日本国がその概念を提唱し、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）及び世界銀行によって策定されたPRIをしっかりと尊重しつつ、責任ある農業投資のための原則の策定に取り組んでいく。

13. 4. 両国は、気候変動対策及び生物多様性保全に貢献する。

- 日本国は、フランス共和国による2015年のCOP21招致への立候補を支持する。両国は、新たな国際枠組みに関し、2015年に大排出国を含む全ての国が参加する実効的かつ公平な国際枠組みに合意できる提案を行うリーダーシップを発揮する。
- 両国は、2020年までの緩和に必要な国連気候変動枠組条約内外で機能する取組を、特にG8及びG20において、国際社会全体に対して奨励する。
- 両国は、利用可能な科学的評価に基づき、特に漁業管理に関する地域機関の枠組みにおいて、漁場資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保する。
- 両国は、脆弱な生態系及びサンゴ礁を保全するための共通のアクションを実施する。
- 両国は、特に、農業が生物多様性の維持に積極的に貢献することができるよう、共に努力していく。両国は、日本国のSATOYAMAイニシアティブ又はフランス共和国のエコロジー移行をモデルとし、生態系を尊重する現代農業を促進する取組を推進する。

文化及び人の交流等における協力

目標 1 4	日仏文化協力の強化
--------	-----------

- 日本国とフランス共和国は、2013年6月7日の文化に関する共同声明を実施に移すことで、1953年の文化協定に基づく両国の協力の更なる強化に取り組む。
- 両国は、美術館、博物館、劇場等の文化施設及び芸術団体など両国の文化関連機関と連携しつつ、仏における日本文化促進機関である国際交流基金、日本における仏文化促進機関のアンスティチュ・フランセ日本（Institut Français du Japon）の活動を通じて、日仏の文化交流・パートナーシップの促進に努める。両国は、若い世代の交流に特に留意するものとする。
- 両国は、クリエイティブ産業の活性化、文化の供給及び文化的サービスの発展を視野に、デジタル時代の文化政策に関する両国間の対話の強化の重要性について認識を共有する。
- 両国は、既存の地方の文化機関や団体を通じ、地方自治体間の文化交流を支援する。
- 両国は、双方の国内において、演劇やデジタル技術による視覚的芸術、クラシック・近代・現代音楽、文学や漫画、伝統芸能・工芸、教育・知的分野での協力・交流、映画やTV、食文化など、あらゆる分野のイベントの開催と文化協力が実施されることを推奨し、今後もこの動きが深まることを期待する。食文化交流については、非常に豊かな食文化を誇る両国が食に関する人材交流を促進し、協力を深める。
- 両国は、それぞれの国が有する文化施設を活用し、共同事業を実施することで、日仏文化の第三国における普及促進に取り組む。

目標 1 5	言語・教育・大学協力の強化
--------	---------------

- 日本国とフランス共和国は、学生や研究者の双方間交流の着実な増加に努めることとし、奨学金（各国それぞれの判断により、必要な場合には共同出資を追究することも含む）と両国の高等教育機関のパートナーシップの充実に尽力する。両国は、大学協力強化のための行動計画を作成することとし、この枠組みにおいて、両国の高等教育機関の学位（ディプロム）の相互承認を促進するため、両国の関連機関による協力と情報交換を推奨する。学生へのビザ発給の円滑化にも取り組む。
- 日本とフランスは、自国における相手国の言語教育の発展のため、取りわけ日仏高等学校ネットワーク（コリブリ）や二か国語セクションを通じ、両国間の教育に関する取組を含め、必要な手段を実施するよう努力する。
- 両国は、それぞれの高等教育システムの活発な発展を保証し、質の高い相互交流を担保するパートナーシップの展開を関連機関に推奨する。

目標 1 6	人的交流の促進
--------	---------

- 日本国とフランス共和国は、民間を含む両国の観光関係者による観光当局政策対話を定期的に開催することとし、地方自治体及び両国の観光促進機関により、相互に訪問先の多様化を促進するなど、両国間の観光交流の強化に努める。
- 今後、より一層、観光交流を促進していくため、日仏共同プロモーションの実施や関連イベントの開催など、双方の取組を強化する。
- 両国はスポーツ交流の推進に努める。両国は国際スポーツの舞台における両国のイメージと地位を向上させる。フランス共和国は東京の2020年オリンピック・パラリンピック開催への立候補に関心をもって留意する。

目標 17	地方自治体交流の深化
-------	------------

- 日本国とフランス共和国は、地方自治体間のパートナーシップ、姉妹都市交流、情報ネットワーク構築を促進することにより、自治体交流を強化する。両国は、日仏企業に対する自治体交流の効果を大きくするよう努力する。かかる交流は、持続可能かつ経済的な発展に関して自治体が権限を有する全ての分野（国土整備、環境、再生可能エネルギー、交通、文化、観光、大学間交流、学術・研究、科学交流、経済交流及び自然災害リスクの予防）に及ぶ。
- 両国は2014年に高松市で開催される第4回日仏自治体交流会議を見据え、自治体国際化協会、仏都市連合等の組織を通じた日仏自治体間の交流（実務者準備会合の立上げ、情報サイトの創設）を促進すべく努力する。
- 両国は、東北地方の復興の一環として自治体の活動、特に再生可能エネルギー、都市開発、自然災害リスクの予防の分野における活動に対する支援を継続する。

目標 18	家族問題に関する協力の発展
-------	---------------

- 日本国とフランス共和国は、子の不法な連れ去りに起因する争い並びに監護の権利及び接触の権利に関する争いについての対話を発展させる。そのため、両国は、「子の親権問題に係る日仏連絡協議会」の定期協議を継続する。また、両国は、日本による「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」の締結後、同条約に基づき両国の中央当局間で質の高い協力が行われるよう努める。